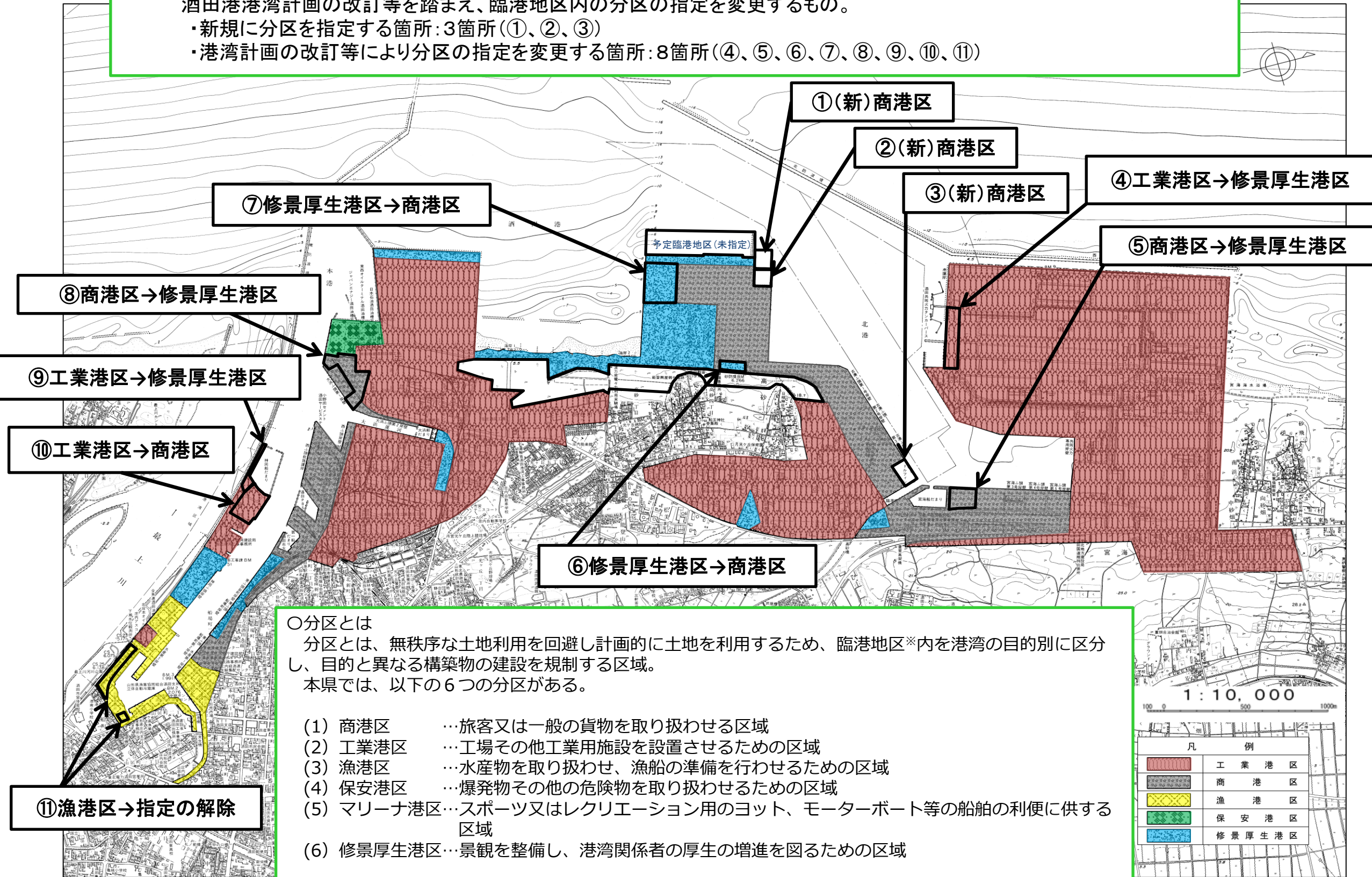


# 酒田港の臨港地区内の分区の指定の変更について(案)

○概要

酒田港港湾計画の改訂等を踏まえ、臨港地区内の分区の指定を変更するもの。

- ・新規に分区を指定する箇所: 3箇所(①、②、③)
- ・港湾計画の改訂等により分区の指定を変更する箇所: 8箇所(④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪)



○分区とは

分区とは、無秩序な土地利用を回避し計画的に土地を利用するため、臨港地区\*内を港湾の目的別に区分し、目的と異なる構築物の建設を規制する区域。

本県では、以下の6つの分区がある。

- (1) 商港区 …旅客又は一般の貨物を取り扱わせる区域
- (2) 工業港区 …工場その他工業用施設を設置させるための区域
- (3) 漁港区 …水産物を取り扱わせ、漁船の準備を行わせるための区域
- (4) 保安港区 …爆発物その他の危険物を取り扱わせるための区域
- (5) マリーナ港区…スポーツ又はレクリエーション用のヨット、モーターボート等の船舶の利便に供する区域
- (6) 修景厚生港区…景観を整備し、港湾関係者の厚生の増進を図るための区域

\*臨港地区とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域(水域)と一体的に利用する区域を都市計画法の規定により定める地区。